

保証料を市が全額補助します！

## 「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」のご案内

日田市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業者・小規模事業者を対象に、運転資金を貸し出し、その保証料を全額補助する「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」を創設しました。

### ◆◆制度概要◆◆

◇対 象 (次の①～③のいずれにも該当する方)

- ①市内に住所及び事業所を有する中小企業者であること。
- ②市税を完納していること。
- ③セーフティネット保証（4号、5号）の認定を受けていること。

◇資金使途 運転資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的な業況悪化を来し、経営の安定化のために必要とする資金。

なお、既存の振興資金及び特別融資の借換えも可能とする。

◇融資条件

・限度額：1,000万円以内

※貸付総額は、1,000万円から日田市中心企業振興資金及び日田市中心企業振興資金特別融資の貸付残高を控除して得た額とする。

ただし、当該制度融資の償還に充てるための特別資金については、この限りではない。

・融資期間：10年以内（据置2年以内）

・利率：年1.3%

・保証料：保証協会が定める率（0.8%以下）【市が全額補助します。】

・担保等：原則として無担保とする。

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

信用保証協会の保証を付す。

◇取扱期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日まで

◇申込み先 市内金融機関

※セーフティネット保証の認定は、新型コロナウイルス関連相談総合窓口（市役所2階）で行います。

### ◆その他

◇ご利用に際しては、当資金の取扱金融機関を事前にご確認ください。あらかじめ取扱金融機関にもご相談いただくと、融資実行までの手続きがスムーズです。

◇当資金以外にも市の融資制度がありますので、ご検討ください。